

景観法届出のチェックシート

[建築物]

【自然景観区域・田園景観区域・歴史景観区域・市街地景観区域】

届出者の氏名				
行為の場所				
周辺景観の特性				
項目	基準	適用	具体的な配慮又は工夫の内容	※適・否
共通事項	1. 矢田丘陵や三室山、田園景観、法隆寺をはじめとする歴史的な遺産等、斑鳩町を代表する重要な景観に対して、主な視点場(※1)からの眺望を妨げないよう配慮する。	有・無		適・否
	2. 地域の特性を尊重し、良好な周辺景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮する。	有・無		適・否
	3. 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮する。	有・無		適・否
配置、規模及び高さ	1. 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模、高さとする。	有・無		適・否
	2. 現在の地形を活かした配置とする。	有・無		適・否
	3. 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合、樹木の高さに配慮した高さとする。	有・無	<input type="checkbox"/> 歴史的な街並み等 (周辺との連続性に配慮した配置) <input type="checkbox"/> その他の区域 (道路の境界線から1m以上後退した配置)	適・否
	4. 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合、これを可能な限り保全し、活用する。	有・無		適・否
	5. 農地の拡がり感を損なわないような配置、規模とし、農地に隣接する部分には、植栽が可能な空間を確保するなど、良好な周辺景観との調和に配慮する。	有・無		適・否
	6. 可能な限り植栽のための空地を設け、ゆとりとるおいのある空間を確保する。	有・無		適・否
	7. 歴史的町並み等の景観が整っている地域においては、周辺との連続性に配慮した配置とする。その他の地域では、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。	有・無		適・否

形意	態匠	1. 良好な周辺景観との調和に配慮し、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。	有・無		適・否
		2. 歴史的遺産のある地域、歴史的町並みや集落など景観が整っている地域及びその周辺においては、屋根は、勾配屋根を用いるなど、地域特性を活かした形状とする。	有・無	□勾配屋根とした	適・否
		3. 屋上設備など、突出したものを設ける場合は、建築物本体と調和させ、壁面を立ち上げるか、ルーバー等により覆う処置等を講じる。	有・無		適・否
		4. 屋外階段、ベランダなどを設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮する。	有・無		適・否
色素	彩材	1. 色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。	有・無		適・否
		2. 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量などに配慮する。	有・無		適・否
		3. 歴史的遺産のある地域、歴史的町並みや集落など景観が整っている地域及びその周辺においては、地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材（木、土、漆喰等）の活用に配慮する。	有・無		適・否
		4. 屋根に太陽光発電設備を設置する場合、屋根の色彩と調和のとれた色彩とし、光沢のないものとするよう努める。	有・無		適・否
緑化	化	1. 駐車場、駐輪場は適切な位置に設け、道路に面する部分等オープンスペースは、可能な限り緑化に努めること。	有・無	□道路に面する部分の緑化 □緑化面積は行為地面積の3%以上確保	適・否
		2. 行為地内の緑化面積（※2）は、行為地面積の3%以上とする。緑化にあたっては、郷土種を用いる等、樹種の選定に配慮し、住宅地にあつては生垣や低木、中高木を組み合わせ、良好な周辺景観との調和をはかる。	有・無		適・否

※ 「適用」欄は、当該基準の適用の必要性の有無について記載して下さい。「適・否」欄は、記載不要です。

「具体的な配慮又は工夫の内容」欄は、枠内に収まらない場合は別紙若しくは図面に記載して下さい。

※1 主な視点場：まほろば眺望スポット100選を基に設定。

県道奈良大和郡山斑鳩線（法起寺周辺）、法輪寺、天満池

県立竜田公園（岩瀬橋付近）、桜池ポケットパーク

※2 緑化面積は、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定による植栽面積

景観法届出のチェックシート

[建築物]

【幹線道路沿道・JR法隆寺駅周辺地区】

届出者の氏名				
行為の場所				
周辺景観の特性				
項目	基準	適用	具体的な配慮又は工夫の内容	※適・否
共通事項	1. 矢田丘陵や三室山、田園景観、法隆寺をはじめとする歴史的な遺産等、斑鳩町を代表する重要な景観に対して、主な視点場(※1)からの眺望を妨げないように配慮する。	有・無		適・否
	2. 地域の特性を尊重し、良好な周辺景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮する。	有・無		適・否
	3. 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮する。	有・無		適・否
配置、規模及び高さ	1. 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模、高さとする。	有・無		適・否
	2. 現在の地形を活かした配置とする。	有・無		適・否
	3. 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合、樹木の高さに配慮した高さとする。	有・無	<input type="checkbox"/> 歴史的な街並み等 (周辺との連続性に配慮した配置) <input type="checkbox"/> その他の区域 (道路の境界線から1m以上後退した配置)	適・否
	4. 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合、これを可能な限り保全し、活用する。	有・無		適・否
	5. 県道奈良大和郡山斑鳩線やいかるがパークウェイ沿道など、農地が広がっている地域においては、農地の拡がり感を損なわないような配置、規模とし、農地に隣接する部分には、植栽が可能な空間を確保する。	有・無		適・否
	6. 可能な限り植栽のための空地を設け、ゆとりとるおいのある空間を確保する。	有・無		適・否
	7. 歴史的町並み等の景観が整っている地域においては、周辺との連続性に配慮した配置とする。その他の地域では、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。	有・無		適・否
	8. 塔屋等は、道路の軸線方向の遠景に配慮した配置、規模及び高さとする。	有・無		適・否

形意	態匠	1. 良好な周辺景観との調和に配慮し、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。	有・無		適・否
		2. 屋根は、可能な限り勾配屋根とするなど、地域特性を生かした形状とする。	有・無		適・否
		3. 屋上設備など、突出したものを設ける場合は、建築物本体と調和させ、壁面を立ち上げるか、ルーバー等により覆う処置等を講じる。	有・無		適・否
		4. 屋外階段、ベランダなどを設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮する。	有・無		適・否
		5. 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置に配慮し、その光源等の形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない量とする。点滅する光源の設置は、原則としてさける。	有・無		適・否
		6. 塔屋等は、道路の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とする。	有・無		適・否
色素	彩材	1. 色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準」に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。	有・無		適・否
		2. 可能な限り自然素材を使用し、良好な周辺景観との調和に配慮する。反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量などに配慮する。	有・無		適・否
		3. 歴史的遺産のある地域、歴史的町並みや集落など景観が整っている地域及びその周辺においては、地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材（木、土、漆喰等）の活用に配慮する。	有・無		適・否
		4. 屋根に太陽光発電設備を設置する場合、屋根の色彩と調和のとれた色彩とし、光沢のないものとするよう努める。	有・無		適・否
緑化	化	1. 駐車場、駐輪場は適切な位置に設け、道路に面する部分等オープンスペースは、可能な限り緑化に努めること。	有・無	□道路に面する部分の緑化 □緑化面積は行為地面積の3%以上確保	適・否
		2. 行為地内の緑化面積（※2）は、行為地面積の3%以上とする。緑化にあたっては、郷土種を用いる等、樹種の選定に配慮し、住宅地にあつては生垣や低木、中高木を組み合わせ、良好な周辺景観との調和をはかる。	有・無		適・否

※ 「適用」欄は、当該基準の適用の必要性の有無について記載して下さい。「適・否」欄は、記載不要です。

「具体的な配慮又は工夫の内容」欄は、枠内に収まらない場合は別紙若しくは図面に記載して下さい。

※1 主な視点場：まほろば眺望スポット100選を基に設定

県道奈良大和郡山斑鳩線（法起寺周辺）、法輪寺、天満池

県立竜田公園（岩瀬橋付近）、桜池ポケットパーク

※2 緑化面積は、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定による植栽面積